

秋田市上下水道局告示第4号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

令和8年3月31日

秋田市上下水道事業管理者 佐々木 保

事業者名	代表者	所在地	指定年月日
有限会社あべ水道施設秋田営業所	阿部政悦	秋田市旭南一丁目14番30号	令和8年3月30日